

令和8年度 受講生募集

地域の福祉のために... ～市民が市民を支える仕組み～

参加費
無料

市民後見人 養成研修〈基礎研修〉

市民後見人とは、
西播磨成年後見支援センターが実施する養成研修の全課程を
修了し、センターに登録をした人で（詳細は裏面参照）、家
庭裁判所から選任された市民（親族以外）による後見人のこ
とです。



日時

- 【第1日目】 令和8年7月17日（金） 9:30～16:30
【第2日目】 令和8年7月24日（金） 10:00～16:30
【第3日目】 令和8年7月31日（金） 10:00～16:30

会場

太子町役場 3階ホール

〒671-1592 揖保郡太子町鶯280番地1（☎079-277-1010）

対象

次の①～④のいずれの要件も満たす方

- ① 相生市、赤穂市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町 に在住の方
- ② 社会貢献活動に理解と意欲があり、地域福祉に関心のある方
- ③ 3日間の研修のすべてに参加できる方（カリキュラムは裏面参照）
- ④ 25歳以上69歳以下（R9.4.1現在）の方

定員

30名程度

申込み

裏面の受講申込書によりFAX、又はお電話で下記まで
【6月30日（火）締切】

成年後見制度は、
認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方を保護・支援する制度です。誰
もが住み慣れた場所で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、社会貢献活動に理解
と意欲のある方が、ご本人と同じ目線で後見活動を担う市民後見人の養成研修（基礎研修）を開催し
ます。

申込み/問合せ

西播磨成年後見支援センター

TEL 0791-72-7294(代) FAX 0791-72-7224

e-mail:n-koken@tatsunoshi-syakyo.jp（裏面の申込用紙をご利用ください）

相生市・赤穂市・たつの市・太子町・上郡町・佐用町の西播磨3市3町からの受託事業

基礎研修カリキュラム

第	日程	科目	内容	講師機関
1 目 目	7月17日(金) 9:30~16:30	オリエンテーション	開講式・市民後見人(候補者)養成について	西播磨成年後見支援センター
		市民後見概論	市民後見人の役割と市民後見活動の実際	西播磨成年後見支援センター
		成年後見制度概論	成年後見制度 (目的・理念・法定後見・任意後見)	神戸家庭裁判所龍野支部
		権利擁護と地域福祉	権利擁護、地域福祉、意思決定支援について	オンデマンド
2 目 目	7月24日(金) 10:00~16:30	社会資源 (関係制度・サービス)	日常生活自立支援事業	太子町社会福祉協議会
			生活保護・民生委員制度	太子町
		社会資源 (関係制度・サービス)	障害福祉サービス	太子町
			介護保険サービス	太子町
民法の基礎	家族法・財産法	兵庫県弁護士会		
3 目 目	7月31日(金) 10:00~16:30	対象者理解	精神障害者の理解と接し方	龍野健康福祉事務所
			知的障害者の理解と接し方	障害者支援施設
			認知症高齢者の理解と接し方	太子町
		後見業務(基礎)	対人援助の基本と身上保護の実際	兵庫県社会福祉士会
		まとめ	今後の研修予定・閉講式	西播磨成年後見支援センター

※都合により、講師機関等が変更となる場合があります。

市民後見人候補者として
西播磨成年後見支援センターに登録するためには

- ◆ 今回の基礎研修を含め、その後に行う実践活動研修(4日間)、フォローアップ研修(3日間)の全ての研修を修了する必要があります。合計約10日間の研修です。
- ◆ 基礎研修最終日に、実践活動研修への受講意向を確認します。

FAX番号
0791-72-7224

受講申込書

令和 年 月 日

ふりがな		生年 月日	昭・平 年 月 日	性別	男・女
氏 名					
自宅住所					
日 中 連絡先		職業	(元職)		
受講希望理由					

- ◆ お電話でお申込みされる場合は、上記の内容をお伝え下さい。
- ◆ 申込受付者には、受講申込受付票(ハガキ)をお送りします。
- ◆ 受講申込書に記載された個人情報は、本研修の運営管理の目的のみに使用します。

〈申込締切〉
6月30日(火)